



# 鳥取県公報

平成16年12月24日(金)  
第7649号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	保安林の指定施業要件の変更予定(1014)(森林保全課) .....	1
	生産事業者登録証の記載事項の変更(1015)(〃) .....	2
公 告	職業訓練指導員試験の実施(労働雇用課) .....	3
正 誤	平成16年11月24日付鳥取県告示第913号中訂正 .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第1014号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町東上字二舛鉄山所330の1から330の6まで、331の1(次の図に示す部分に限る。)、331の2から331の7まで、331の9から331の12まで、332(次の図に示す部分に限る。)、333の1、333の2、333の3(次の図に示す部分に限る。)、333の4から333の23まで、333の30から333の32まで、333の34、字牛子山1354の1・1364の1・1364の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1364の5、1365、1366、1367の1(次の図に示す部分に限る。)、1367の2、1368の1・1368の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字奥山1885の1、1885の2、1885の8、1885の9、1885の10(次の図に示す部分に限る。)、1885の11、1885の12・1885の14(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1885の15、1885の16(次の図に示す部分に限る。)、1885の17、1885の18、1885の19・1885の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1885の21、1885の22、1885の23・1885の24(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1885の25、1885の26から1885の28まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1885の29、1885の30、1885の31(次の図に示す部分に限る。)、1885の32から1885の46まで、1885の47から1885の51まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1885の52、1885の53、1885の55、1885の57、1893の1、1893の10、1893の11、1893の12・1893の13(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1893の14から1893の17まで、1893の18(次の図に示す部分に限る。)、1893の19から1893の25まで、1893の28から1893の30まで、1893の33、1893の36、1893の38、1893の40、1893の42、字水谷山1717の1、1717の10から1717の14まで、1717の15から1717の18まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1717の19、1717の20から1717の22まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1717の23から1717の35まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第1015号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成16年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
85	西尾 恭博	住所	八頭郡佐治村大字加瀬木 1261	鳥取市佐治町加瀬木 1261	平成16年11月1日
"	"	事業所の所在地	八頭郡佐治村大字加瀬木	鳥取市佐治町加瀬木	"
91	有田 秀男	住所	八頭郡河原町大字北村 359	鳥取市河原町北村359	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村	鳥取市河原町北村	"
92	山口正依智	住所	八頭郡河原町大字北村 438	鳥取市河原町北村438	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村	鳥取市河原町北村	"
93	有田 保男	住所	八頭郡河原町大字北村 395 - 1	鳥取市河原町北村395 - 1	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村	鳥取市河原町北村	"
247	横川 清美	住所	八頭郡河原町大字北村 255 - 1	鳥取市河原町北村255 - 1	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村 255 - 1	鳥取市河原町北村	"
254	熊谷 薫	住所	八頭郡河原町大字北村	鳥取市河原町北村439	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村 439	鳥取市河原町北村	"
258	上原 和彦	住所	八頭郡河原町大字北村 199	鳥取市河原町北村199	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村	鳥取市河原町北村	"

264	有限会社竹本園	住所	八頭郡佐治村大字福園114	鳥取市佐治町福園114	〃
〃	〃	事業所の所在地	八頭郡佐治村大字福園114	鳥取市佐治町福園	〃

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成16年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げるすべての免許職種

### 2 試験の科目

次の表の左欄に掲げる免許職種について、同表の右欄に掲げる科目とする。

免許職種	試験の科目
建築科	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規） 2 関連学科 （1）系基礎学科 ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図及び関係法規） イ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） （2）専攻学科 ア 建築設計（建築設計、設備設計及び建築計画） イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法並びに仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）
建築科以外の免許職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

### 3 受験資格

#### （1）建築科

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者であって、職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（以下「実技試験免除者」という。）とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

#### （2）建築科以外の免許職種

試験を受けることができる者は、（1）のア又はイに該当する者であって、職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるもの（以下「実

技試験等免除者」という。)とする。

(3) (1)及び(2)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

#### 4 試験の日時

平成17年2月27日(日)

#### 5 試験の場所

倉吉高等技術専門学校(倉吉市福庭町二丁目1)

#### 6 受験手続

##### (1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書及び写真(申請前6月以内に正面から上半身を撮影した無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚)

イ 受験資格を証する書類(3の(1)のア又はイに該当する者であることを証するもの及び実技試験免除者又は実技試験等免除者であることを証するもの)

##### (2) 申請書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労働雇用課

##### (3) 申請書の受付期間

受付期間は、平成17年2月7日(月)から同月18日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、平成17年2月18日までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものを有効とする。

##### (4) 受験手数料及び納付方法

受験手数料の額は3,100円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 7 合否判定の基準

##### (1) 建築科

指導方法、系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについてそれぞれ満点の5割以上の得点がある場合に合格とする。

##### (2) 建築科以外の免許職種

満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

#### 8 合格発表の方法

平成17年3月11日(金)に鳥取県公報で公示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

#### 9 その他

(1) 受験申請用紙は、鳥取県商工労働部労働雇用課、倉吉高等技術専門学校、米子高等技術専門学校、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局において交付する。

(2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、あて先を明記し、140円切手をはり付けた返信用封筒(日本工業規格角形20号)を同封の上、鳥取県商工労働部労働雇用課に送付すること。

(3) 受験に対する注意事項(参集時間、携帯品等に関する事項)は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。

(4) その他試験について不明な点は、鳥取県商工労働部労働雇用課(電話0857-26-7222)に問い合わせる

こと。

---

正 誤

---

平成16年11月24日付鳥取県告示第913号（国土調査の成果の認証について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8

行 2

誤 鳥取市福部町栗原

正 鳥取市福部町栗谷

